



2024年7月19日

各位

会社名 ID&E ホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 新屋 浩明
(コード 9161 東証プライム)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション室長
小泉 慎
TEL 03-5276-2454

執行役に対する譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、2024年7月19日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2024年8月16日
(2) 発行する株式の種類 および数	当社普通株式 11,570株
(3) 発行 価 額	1株につき4,060円
(4) 発行 価 額 の 総 額	46,974,200円
(5) 割 当 予 定 先	当社の執行役8名(※) 11,570株 ※ 取締役を兼務する者を含み、日本非居住かつ外国籍の者を除く

2. 発行の目的および理由

当社は、2023年7月3日開催の当社取締役会において、当社の取締役および執行役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、取締役（社外取締役を除きます。）および執行役（日本非居住かつ外国籍の者を除きます。）に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本日、当社取締役会決議により、当社の執行役8名（取締役を兼務する者を含み、日本非居住かつ外国籍の者を除く。以下「対象役員」といいます。）に対し、本制度の目的、当社における各対象役員の貢献度および職責、その他諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権46,974,200円を支給し、各対象役員が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、各対象役員に特定譲渡制限付株式として当社普通株式11,570株を割り当てることを決議いたしました。また、当該金銭報酬債権は、各対象役員が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下「割当契約」といいます。）を締結すること等を条件として支給いたします。

本譲渡制限付株式報酬につきましては、譲渡制限期間を3年間としております。

なお、日本非居住かつ外国籍の執行役に対しては、本制度と同様の条件によるファントムストックを付与いたします。

また、執行役を兼務しない取締役に対する譲渡制限付株式の交付は、2024年9月開催予定の当社定時株主総会後に行う予定です。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2024年8月16日～2027年8月15日

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）において、対象役員は、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、対象役員が、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役または執行役のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）がある場合を除き、当該対象役員に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下「期間満了時点」といいます。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、対象役員が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役または執行役のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において対象役員が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、対象役員が、当社取締役会が正当と認める理由（任期満了等）により、本譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役または執行役のいずれの地位からも退任した場合には、2024年7月から対象役員が当社の取締役または執行役のいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。）に、当該時点において対象役員が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式について、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

対象役員は、SMB C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載または記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、2024年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とします。）に、当該承認の日において対象役員が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。）の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものとしたします。

4. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本新株発行における発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2024年7月18日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である4,060円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上